

日本税理士会連合会
会長 平田公敏殿



1996年3月25日

「税理士法改正に関する意見（タタキ台）」についての要望書

全国青年税理士連盟
会長 岩田俊



時下、貴会におかれましては、益々ご盛栄のこととお慶び申し上げます。
また、日頃は当連盟の活動に深いご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成7年9月8日付けで意見照会のありました、「税理士法改正に関する意見（タタキ台）」について、以下の要望を致します。

I. 改正事項の追加を要望するもの

当連盟は、平成4年4月に「税理士制度のあるべき姿」という視点から、税理士制度の使命の明確化、将来を見据えた税理士の業務、税理士の資格及び税理士試験の改革、税理士の権利の拡充・義務の整備及び自主権の確立という基本的な考え方により、「税理士法に関する意見」を作成しております。

この要望に関する意見・理由は別紙「税理士法に関する意見」をご参照下さい。

1. 税理士の使命を明確化するために税理士法第1条を改正する。
2. 試験免除制度（第8条）を廃止する。
3. 「書類の閲覧・謄写・撮影の権利」を新設する。
4. 日本税理士会連合会を日本税理士連合会に改組するとともに、日税連の組織機構を見直す。（第49条～第49条の16）
5. 「税理士の権利及び義務」に関する規定を整備する。即ち、第37条及び第41条から第41条の3迄の規定を削除するとともに倫理規定を作成し移行する。

II. より慎重な検討を要望するもの

1. 「登録時修習制度（第3条）」の新設
理由；試験合格者に、2年間の実務従事と登録前研修を併せて要求することは過重ではないかと思われる。
2. 「税理士証票の更新制度」の新設
理由；制度創設の理由に乏しい。
3. 「勤務税理士に関する規定（第18条、第40条）」の改正
理由；改正後の規定が、勤務税理士の社会的地位向上を目指すものか否かが不明である。
4. 「退会処分」の新設
理由；会員権の一時停止を先ず考えるべきであり、退会処分は慎重に扱うべきである。
5. 「税理士法人制度」の新設
理由；会則等の変更により共同事務所の名称による登録を認め、その実績により税理士法人の制度化を考えるべきであり、性急な法制化は時期尚早である。

以 上